

# 《大泉町運転免許自主返納支援事業のお知らせ》

自動車等の運転免許証を、返納された高齢者の方を支援します！

## ■ 支援内容（1回のみでの交付となります。）

- ・広域公共バス回数券（2,200円相当）
- ・高齢者デマンド交通回数券（3,300円相当）
- ・タクシー利用券（10,000円相当）

## ■ 対象者（以下の全てに該当する方）

- ・大泉町に居住し、かつ住所を有する方
- ・運転免許の自主返納時（※）に65歳以上である方
- ・町税及び国民健康保険税の滞納をしていない方

※平成23年4月1日以降に自主返納された方が対象です。

## 【おおまかな流れ】

### 1. 大泉警察署

- (1)本人が、窓口(交通課)で、運転免許証を返納します。
- (2)「申請による運転免許の取消通知書」「返納された運転免許証」の交付を受けます。
- (3)「運転経歴証明書」(手数料1,100円)を希望する場合、申請により交付を受けます。



### 2. 大泉町役場 <安全安心課(役場2階 215番窓口):回数券等交付窓口>

(1) 以下の①、②を提出してください。

①「回数券等交付申請書」

②下記の(ア)及び(イ)

(ア)「申請による運転免許の取消通知書」

(イ)「返納後の運転免許証」または、「身分証明書等」

(2) 広域公共バス回数券(2,200円相当)、高齢者デマンド交通回数券(3,300円相当)及びタクシー利用券(10,000円相当)を交付します。

## 【注意事項】

運転免許自主返納支援事業で交付された回数券等の利用には、次の条件がありますのでご注意ください。

- ① 回数券等をご利用できる方は、回数券等の交付を受けたご本人のみです。
- ② 回数券等は、第三者に譲渡又は転売してはなりません。
- ③ 回数券等の払戻しは行いません。
- ④ 回数券等の再交付は行いません。

※ 偽り又は不正の手段により交付を受けたときは、交付決定を取り消すことがあります。交付決定を取り消された場合は、既に交付した回数券等は返還していただくことになります。